

京都府食の安心・安全年度別行動計画(案)

(平成21年度)

京 都 府

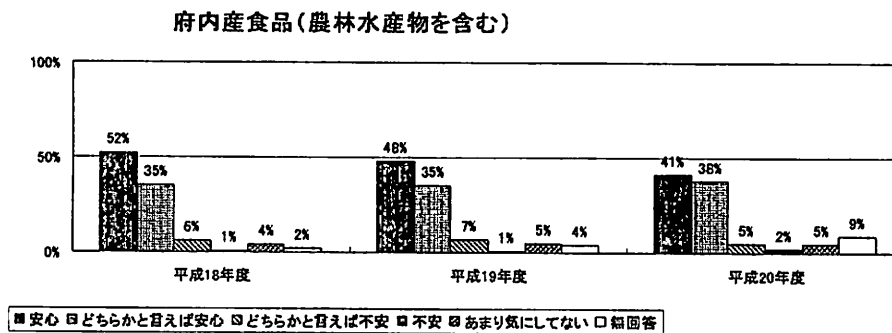
① 「京都府食の安心・安全行動計画」の成果目標の達成状況

本計画において、府内産食品（農林水産物を含む）を安心であると感じる府民の割合を、平成21年度には「7割以上」とすることを目標としています。

アンケート調査の結果、平成20年度において「安心」と感じる割合は41%にとどまりました。

「安心」と感じる割合が増加するよう、本計画に基づき、食の安心・安全確保の取組を一層推進していきます。

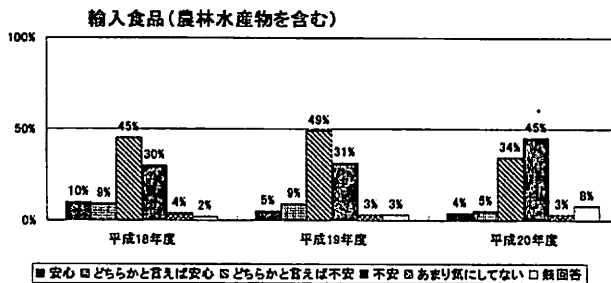
◆ 「府内産食品（農林水産物を含む）」のアンケート調査状況



| 調査年度 | 調査人数 (名) | 安心であると感じる 府民の割合 (%) | どちらかといえば安心 (%) |
|------|-------------|------------------------|-------------------|
| ⑱ | 1,188 | 52 | 35 |
| ⑲ | 506 | 48 | 35 |
| ⑳ | 654 | 41 | 38 |

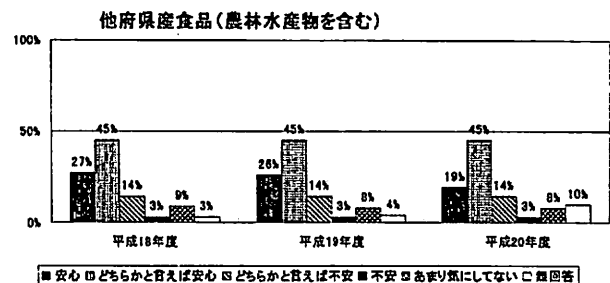
(参 考)

「輸入食品（農林水産物を含む）」のアンケート調査状況



| 調査年度 | 調査人数 (名) | 安心であると感じる 府民の割合 (%) | どちらかといえば安心 (%) |
|------|-------------|------------------------|-------------------|
| ⑱ | 1,188 | 10 | 9 |
| ⑲ | 506 | 5 | 9 |
| ⑳ | 654 | 4 | 5 |

「他府県産食品（農林水産物を含む）」のアンケート調査状況



| 調査年度 | 調査人数 (名) | 安心であると感じる 府民の割合 (%) | どちらかといえば安心 (%) |
|------|-------------|------------------------|-------------------|
| ⑱ | 1,188 | 27 | 45 |
| ⑲ | 506 | 26 | 45 |
| ⑳ | 654 | 19 | 45 |

はじめに

京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号）に基づき、食の安心・安全の確保に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、平成19年度から平成21年度までの3年間の中期的な実行計画として、平成18年12月に「京都府食の安心・安全行動計画」を策定しました。

この計画をPDCAサイクル（計画（P=Plan）が積極的に展開（D=Do）され、その成果を評価（C=Check）した上で、更に充実した方策へとつなげる（A=Action）こと）により効果的に実行するため、「京都府食の安心・安全年度別行動計画」を策定し、各年度ごとの実績を踏まえた上で、計画を修正することとしています。

なお、「京都府食の安心・安全行動計画」の取組目標について、平成20年度の計画の達成状況は、以下のとおりでした。

特に、未達成の取組については、改善の方向性を明らかにし、達成に向けて取り組んでいきます。

| 取組内容 | 取組数 | 上回る | 達成 | ほぼ達成 | 未達成 |
|--|-----|-------------|-------------|------------|------------|
| 第1章 安心・安全の基盤づくり | | | | | |
| 1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組 | 11 | 5 | 3 | 1 | 2 |
| 2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組 | 8 | 4 | 1 | 2 | 1 |
| 3 環境に配慮した食品生産の取組 | 4 | 2 | 1 | 1 | — |
| 小計 | 23 | 11 (48%) | 5 (22%) | 4 (17%) | 3 (13%) |
| 第2章 安心・安全の担保 | | | | | |
| 1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化 | 7 | 4 | 2 | 1 | — |
| 2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保 | 4 | 1 | 3 | — | — |
| 3 適正な食品表示の確保 | 5 | 5 | — | — | — |
| 小計 | 16 | 10 (63%) | 5 (31%) | 1 (6%) | — (—) |
| 第3章 信頼づくり | | | | | |
| 1 食の安心・安全に関する情報提供 | 1 | — | — | — | 1 |
| 2 顔の見える関係づくりの推進 | 2 | 2 | — | — | — |
| 3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習 | 4 | 4 | — | — | — |
| 4 府民参画の推進 | 2 | 1 | 1 | — | — |
| 小計 | 9 | 7 (78%) | 1 (11%) | — (—) | 1 (11%) |
| 合計 | 48 | 28 (58%) | 11 (23%) | 5 (11%) | 4 (8%) |

※ 「計画の達成状況」について、当初計画の数値を少しでも上回っているものは「上回る」、数値どおりであるものは「達成」、8割以上のものは「ほぼ達成」、8割より低いものは「未達成」としております。

【凡 例】

計画の中で、「取組目標の表」については、下記のとおり記載しています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備 考 |
|--------------|---------|---|------|------|------|-------|
| 〇〇〇〇・・・ | 行 動 計 画 | | | | | 〇〇課・室 |
| | 年 度 計 画 | | | | | |
| | 実 績 | | | | | |
| ◆ 取組内容とその効果等 | | 20年度に食の安心・安全に関する取組を実行した結果、どのような効果があったかなどを記載 | | | | |

【取組目標の表】

「食の安心・安全行動計画」の数値を記載

上記計画をPDCAサイクルで見直した

「食の安心・安全年度別行動計画」の数値を記載

各年度の実績数値を記載

◆ 取組内容とその効果等

20年度に食の安心・安全に関する取組を実行した結果、
どのような効果があったかなどを記載

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 安心・安全の基盤づくり | 1 |
| 1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組 | 1 |
| (1) より安全な農作物の生産に向けた取組 | 1 |
| (2) より安全な畜産物の生産に向けた取組 | 3 |
| (3) より安全な水産物の生産に向けた取組 | 4 |
| (4) より安全な加工食品の製造に向けた取組 | 5 |
| 2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組 | 7 |
| (1) 農畜産物の生産履歴情報の提供促進 | 7 |
| (2) 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進 | 11 |
| 3 環境に配慮した食品生産の取組 | 12 |
| (1) 農畜水産物の生産における取組 | 12 |
| (2) 食品製造における取組 | 13 |
| 第2章 安心・安全の担保 | 14 |
| 1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化 | 14 |
| (1) 農畜産物の生産段階における監視・指導 | 14 |
| (2) 食品等の流通段階における監視・指導 | 16 |
| 2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保 | 18 |
| 3 適正な食品表示の確保 | 20 |
| 第3章 信頼づくり | 22 |
| 1 食の安心・安全に関する情報提供 | 22 |
| 2 顔の見える関係づくりの推進 | 23 |
| 3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習 | 25 |
| 4 府民参画の推進 | 27 |

第1章 安心・安全の基盤づくり

1 安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組

(1) より安全な農産物の生産に向けた取組

① 栽培ごよみの作成点数

農薬の使用については、作物ごと、地域ごとに異なるため、約660の暦を作成しており、この暦を3年に1回見直すことを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-----|
| 栽培ごよみの作成点数 | 行働暦 | 200種類 | 200種類 | 200種類 | 200種類 | 農産課 |
| | 年働暦 | | 200種類 | 200種類 | 280種類 | |
| | 実績 | 207種類 | 279種類 | 344種類 | | |

◆ 取組内容とその効果等

各作物・地域に応じたきめ細かな栽培ごよみ（病害虫・雑草の防除マニュアル）を作成した上で、農薬の適正使用についての研修会等を実施するなど、栽培ごよみの普及に取り組みました。

今後も積極的に研修会等を実施し、各作物・地域に応じた栽培ごよみの作成に努めていきます。

② 農薬販売者等に対する講習会の参加者数

農薬に関する関係法令や適正な使用・保管の方法など、農薬に関する一般的な知識について、毎年5回程度実施しています。

平成18年度までは、この講習会を1回は受講しなければ、農薬の取扱い等専門的な知識の習得が必要な農薬管理指導士の「養成研修講習会」を受講できませんでしたが、平成19年度からは、「養成研修講習会」の内容を充実させ、当該講習会を直接受講することができることとしたため、平成20年度からは延べ参加人数500名を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------|-----|------|------|------|------|------------|
| 講習会の参加者数 | 行働暦 | 600名 | 600名 | 600名 | 600名 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年働暦 | | 600名 | 500名 | 500名 | |
| | 実績 | 570名 | 488名 | 472名 | | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

昨年と同様、「農薬取扱講習会」を受講せず「養成研修講習会」のみを受講する者が増加したことや、農薬管理指導士の更新対象者が昨年度よりも減少したことから、500名弱の参加者数となりました。

平成20年度から目標数値を変更しましたが、希望者すべてが講習会に参加できる体制を維持していくとともに、広報の工夫をするなど参加への働きかけを促進していきます。

③ 農薬管理指導士の認定者数

多くの関係者に制度を周知し、平成17年度認定者数（627名）より増加するよう努めています。
希望者すべての受験受入体制を整え、毎年50名ずつ増加させることを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 | |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------------|------|
| 農薬管理指導士の認定者数 (累計数) | 行動計画 | 680名 | 730名 | 780名 | 830名 | 食の安心・安全推進課 | |
| | 年次計画 | / | | 730名 | 780名 | | 830名 |
| | 実績 | 679名 | 740名 | 802名 | | | |

◆ 取組内容とその効果等

農薬取扱講習会への参加状況や筆記試験の結果等により農薬管理指導士を認定し、農薬の安全な使用を推進するリーダーとして活躍していただいております。平成20年度には、新たに62名の方を認定しました。

④ 米の残留農薬検査件数

地域ごと（京都山城、南丹、中丹、丹後）の主要品種と生産量とを勘案して、品種ごとに1~2ロットのサンプル抽出を行うこととし、合計分析ロット数20ロットを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 | |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| 米の検査件数 | 行動計画 | 20ロット | 20ロット | 20ロット | 20ロット | 農産課 | |
| | 年次計画 | / | | 20ロット | 20ロット | | 20ロット |
| | 実績 | 18ロット | 14ロット | 20ロット | | | |

◆ 取組内容とその効果等

府内産の10品種（コシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリ、祭り晴、フクヒカリ、どんとこい、日本晴、祝、五百万石、新羽二重糯）の米について、残留農薬検査を実施しています。

⑤ 野菜の検査実施団体数

京都府農薬飛散防止対策協議会（府内の農業関係機関・団体及び府で構成される協議会）と農業協同組合が連携して、府内産野菜における農薬の残留検査や適正使用の指導に取り組むことを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 | |
|---------------------|------|------|------|------|------|------------|-----|
| 野菜の検査実施団体数 (累計数) | 行動計画 | 計画策定 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 食の安心・安全推進課 | |
| | 年次計画 | / | | 2団体 | 4団体 | | 4団体 |
| | 実績 | 2団体 | 4団体 | 3団体 | | | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

1団体と3農業協同組合が自主的な安全性確認の検査を行うこととしていましたが、平成20年度においては、農家に対する適正な農薬使用に係る啓発・指導に重点を置いたことから、検査は実施されませんでした。

今後、府においても「栽培ごよみ」等による指導を強化するとともに、残留農薬の自主検査を実施する団体を増やすよう働きかけていきます。

⑥ 適正農業規範の実践農家数

平成21年度における「エコファーマー」の当初認定目標者数をすべて実践農家とすることを目指していましたが、平成20年度の実績を踏まえ、基礎GAPを活用した農家を中心とした実践農家を増加させることを目標にしています。

また、茶のGAPの実践を図るとともに、他の農作物についてもGAP手法の推進を目指します。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------------------|-----|------|----------------|-------------|------|-----|
| 適正農業規範の実践農家戸数 (累計数) | 行働酒 | 規範の成 | 120戸 | 240戸 | 380戸 | 農産課 |
| | 年働酒 | | 120戸 | 240戸 | 100戸 | |
| | 実績 | 素案の成 | 基礎GAP活用 75戸 | 58戸 10工場 | | |

◆ 取組内容とその効果等 (計画を達成できなかった理由)

平成18年度に国の基礎GAP(※)が示されたことから、平成19年度はこれを利用して実践し、20年度は加えて茶のGAPチェックシート試行版を活用して製茶工場でも実践していただきました。

さらに、平成21年度に茶のGAP実践を拡大するため、20年度には、試行の山城地域の10工場(約30戸)に加え、中丹地域の19工場(134戸)を対象とした啓発活動を重点的に取り組みました。

(※) 基礎GAP

GAP手法のうち、法令順守規範や農業環境規範などの基礎的な事項についての全国的に汎用性の高い手法のモデルです。

(2) より安全な畜産物の生産に向けた取組

① 畜産農家を定期的に巡回指導し、国が定める家畜の飼養衛生管理基準の順守を全戸(牛249戸、豚16戸、鶏(千羽以上飼養)79戸、鶏(千羽未満飼養;愛玩鶏を含みます)1,108戸)に徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

野生小動物の侵入防止や消毒の徹底等、10項目の飼養衛生管理基準の順守を徹底するため、家畜保健衛生所職員が巡回指導時にチェックリストに基づく確認を行っています。

平成20年度においては、野生小動物の侵入対策について、防鳥ネットの破損が認められた養鶏農家が10戸ありましたが、指導の結果、改善されています。

② 衛生管理システムの普及戸数

344戸の畜産農家(牛249戸、豚16戸、鶏(千羽以上飼養)79戸)のうち、乳用牛50頭、肉用牛100頭、豚1,000頭、鶏1万羽のいずれか以上を飼養している農家(約80戸)を対象に、畜産物の生産における高度な衛生管理システムを導入するモデル農家を順次普及することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------------------|-----|------|------|------|------|-----|
| 衛生管理システムの普及戸数 (累計数) | 行働酒 | 15戸 | 20戸 | 24戸 | 28戸 | 畜産課 |
| | 年働酒 | | 20戸 | 24戸 | 28戸 | |
| | 実績 | 16戸 | 20戸 | 24戸 | | |

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が、モデル農家の畜舎等において乳房炎菌やサルモネラ属菌等の検査を行った上で、農家ごとに微生物の侵入防止のための衛生管理計画を策定し、その計画どおり確実に衛生管理ができているかを検査・検証しました。

そのうち、1戸の酪農家において複数の牛から乳房炎菌が検出され、搾乳前の乳房の拭き方等の指導を行った結果、乳房炎菌が検出された牛の頭数が減少しています。また、1戸の養鶏農家において施設からサルモネラ菌が検出されたため、従業員の手指消毒の徹底など衛生管理研修を行い、改善が認められました。

- ③ 畜産農家のうち、動物用医薬品の使用頻度が高いところ（牛及び豚については全戸（牛249戸、豚16戸）、鶏については千羽以上飼養している全戸（79戸））を巡回監視・指導し、適正な使用を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が巡回指導の際に、動物用医薬品の使用頻度等を確認し、抗生剤等の使用による休薬期間の順守について啓発ちらしの配布や指導を行っていますが、1戸の農家において、国が定める規定に基づく投与量より多く投与されている事例があり、適正投与を指導した結果、改善を確認しました。

(3) より安全な水産物の生産に向けた取組

- ① 水産養殖事業者の巡回指導件数
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------------|------|------|------|------|------|-----|
| 水産養殖事業者の巡回指導件数 | 行動計画 | 20件 | 20件 | 20件 | 20件 | 水産課 |
| | 年度計画 | | 20件 | 20件 | 23件 | |
| | 実績 | 23件 | 23件 | 20件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

府内の養殖業者（アユ、アマゴ、ニジマスなど）に対し、給餌及び動物用医薬品使用の方法について聴取するとともに、検体となるサンプルの提供を受け、医薬品の残存状況について検査しましたが、問題となる事例はありませんでした。

- ② 水産生鮮品における衛生管理についての意識の向上を図るため、京都府漁業協同組合連合会等の販売事業担当者を対象とした講習会を開催します。
また、水産加工品における衛生管理についての意識の向上を図るため、水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

◆ 取組内容とその効果等

府内の漁業者、水産加工業者等33名を対象に、水産物を食品として加工・販売する際の衛生管理や食品表示に関する知識等について講習会を開催しました。

(4) より安全な加工食品の製造に向けた取組

① 業種ごとの手引の作成数

食品関連事業の主要業種（30業種）について作成予定でしたが、平成20年度までに組合として統一的な基準を定めることができる状況にある25業種と、新たに京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会が審査機関として指定されたことに伴い、鶏卵の1業種について作成しました。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------------------|-----|------|------|------|------|------------|
| 業種ごとの手引の作成数 (累計数) | 行計画 | 10業種 | 20業種 | 30業種 | 30業種 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年計画 | | 20業種 | 25業種 | 26業種 | |
| | 実績 | 10業種 | 20業種 | 26業種 | | |

◆ 取組内容とその効果等

各組合の研修会などでの説明により普及するとともに、鶏卵、和菓子（生菓子、焼菓子、豆菓子）、昆布加工品、いか加工品の手引書を作成しました。

手引書について、「当社に当てはめるのが難しい」、「毎日の記録が難しい」などの意見がある一方、「実態に即して作られており、分かりやすい」という意見があり、今後も事業者の意見を十分に聴いた上で、普及に努めていきます。

② 講師の派遣回数

食品衛生講習会等への講師派遣の依頼については、要請どおり対応することとし、平年ベースでの依頼件数を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|---------|-----|------|------|------|------|-------|
| 講師の派遣回数 | 行計画 | 80回 | 80回 | 80回 | 80回 | 生活衛生課 |
| | 年計画 | | 80回 | 80回 | 120回 | |
| | 実績 | 117回 | 109回 | 100回 | | |

◆ 取組内容とその効果等

食中毒事故等の発生が多い時期を中心に、食品関連事業者や給食施設の調理従事者を対象とした講習会に保健所職員等が出向き、食中毒の予防対策、施設の衛生管理や調理従事者としての心構えなどについて啓発しています。

実施後のアンケートなどによれば、「実践的で分かりやすい」などの意見が多数寄せられ、保健所と府民が身近に接することができる良い機会となっています。

- ③ 食品衛生指導員又は食品衛生推進員による指導件数
 指導対象施設（約13,000件）のうち、食中毒が発生する可能性が高い業種を中心に、効果的な指導・助言を実施することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 食品衛生指導員 又は食品衛生推 進員による指導 件数 | 行廻り | 4,000件 | 4,500件 | 5,000件 | 5,000件 | 生活衛生課 |
| | 年廻り | | 4,500件 | 5,000件 | 5,100件 | |
| | 実績 | 4,163件 | 4,680件 | 5,070件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

「食中毒予防推進強化期間」（7月～9月）や「食品・添加物等の年末一斉取締」（12月）に、保健所と連携し、量販店での食品表示の点検、フードスタンプ（細菌検査用具）やATP測定法（食品が接触する表面の清浄度を確認する方法）による飲食店の衛生状態の点検を集中的に行った上で、食品関連事業者に対する指導・助言を積極的に実施しました。

食品衛生推進員等が施設を巡回して衛生状態などを点検しましたが、食品衛生上問題のある施設はありませんでした。

- ④ 食品関連事業所における「衛生管理基準」の順守を徹底し、「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」等を普及します。

◆ 取組内容とその効果等

自主衛生管理の推進・向上を目的として、小規模の食品関連事業者でも活用できる「自主衛生管理手引き書作成マニュアル」を作成し、より多くの事業者に積極的に手引き書を導入していただけるよう、府内各地で講習会を開催しました。

保健所による施設の監視指導時には、手引き書の作成に関するのみならず、効果的な運用方法についても積極的に指導しており、府内事業者に広く普及・定着しています。

2 生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組

(1) 農畜産物の生産履歴情報の提供促進

① 農協系統での取組の普及

全農京都府本部では、府内のJAと連携してトレーサビリティシステムを構築し、集荷した米の生産情報の開示を促進しています。平成19年度には、農家が出荷契約した米相当量(19,900t)の生産履歴を開示することを目標とし、それ以後も同量の開示を維持することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|---------------------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|-----|
| 【米】 農協系統での取組の普及(流通量)〔うるち、もちの出荷契約米〕 | 行働価 | 16,900t | 17,900t | 18,900t | 19,900t | 農産課 |
| | 年働価 | | 19,900t | 19,900t | 19,900t | |
| | 実績 | 19,233t | 17,879t | 16,176t | | |

◆ 取組内容とその効果等(計画を達成できなかった理由)

米価の低迷が影響し、JAの集荷量が減っている状況です。各JAにおいて集荷目標数量の設定やントリーエレベーター、ライスセンターなどの施設を核とした計画集荷の推進等を引き続き行うことなどにより、生産履歴が開示される米の集荷量の増加を目指し、安心・安全な京都米の増加に努めていただきます。

② 大規模稲作農家・農業法人での取組数

個別農家等での生産履歴情報等の提供については、平成19年度に基準づくりの検討を行い、平成20年度に少数農家(3戸)でモデル的に実施した上で、その3戸について本格実施することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------------------|-----|-----------------|----------------|--------|------|-----|
| 大規模稲作農家・農業法人での取組数(累計数) | 行働価 | 個別農家用システムの基準づくり | 試行農家3戸 | 3戸 | 3戸 | 農産課 |
| | 年働価 | | 個別農家用システムの基準作成 | 試行農家3戸 | 3戸 | |
| | 実績 | — | 個別農家用システムの基準作成 | 試行農家3戸 | | |

◆ 取組内容とその効果等

個別農家単位で生産履歴情報(農薬・肥料の使用状況等の記載情報等)を適切に提供するための基準を平成19年度に作成し、この基準に基づく試行を平成20年度に行いました。試行結果を踏まえた上で、本格実施するとともに、府内での普及を促進します。

- ③ ホームページによる情報提供品目数（HPによる情報提供品目に係る作付面積）
 京のブランド産品24品目のうち、ブランド産地のない、くわい、金時人参及び水産物の丹後とり貝を除いた21品目を情報開示の対象（21品目；みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根、九条ねぎ、やまのいも、伏見とうがらし、鹿ヶ谷かぼちゃ、京たけのこ、京たんご梨、えびいも、丹波くり、小豆、黒大豆、聖護院かぶ、京こかぶ）とし、そのうち生産出荷量の多い上位10品目（みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、花菜、堀川ごぼう、聖護院大根、伏見とうがらし）を対象にすることを当面の目標にしています。
 なお、HPによる情報提供品目に係る作付面積176haは、府内産農産物（野菜）の栽培面積（約5,126ha）の3.4%です。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-----------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------------------------|
| 【野菜】 HPによる情報 提供品目数 (累計数) | 行動計画 | 8品目 | 9品目 | 9品目 | 9品目 | 農産課 ⑳㉑計画 九条ねぎ |
| | 年度計画 | | 10品目 | 10品目 | 12品目 | |
| | 実績 | 9品目 | 11品目 | 11品目 | | |
| HPによる情報 提供品目に係る 作付面積 | 行動計画 | 167ha | 176ha | 176ha | 176ha | |
| | 年度計画 | | 187ha | 187ha | 187ha | |
| | 実績 | 176ha | 174ha | 160ha | | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

従来から提供されていた9品目（みず菜、壬生菜、紫ずきん、万願寺とうがらし、賀茂なす、京山科なす、堀川ごぼう、伏見とうがらし、花菜）に加えて、平成19年度には聖護院大根、鹿ヶ谷かぼちゃも対象になり、11品目となりました。平成20年度計画の九条ねぎの履歴開示は、出荷形態について産地との調整がつかず、実施できませんでしたが、平成21年度は引き続き実施に向けた調整を行っていきます。

聖護院大根ややまのいもの作付の大幅な減少により、作付面積は減少しておりますが、みず菜、伏見とうがらし、紫ずきんなど重点推進品目を中心とする面積の拡大、水稲から京のブランド産品への作付の転換や、新規就農者の「京都こだわり農法」導入への誘導により面積を増加させます。

また、トレーサビリティ閲覧件数も平成19年度においては3,325件でしたが、平成20年度においては、新品目の開示がなかったことなどにより、1,070件となりました。

- ④ 茶生産農家全戸（約1,800戸）が、農薬及び肥料の使用についての生産履歴の記帳を行い、安心・安全な宇治茶の生産に努めています。

◆ 取組内容とその効果等

すべての茶生産農家約1,800戸において、清浄茶生産誓約書の提出及び生産履歴の記帳が徹底されています。

特に、農薬の使用については、毎年、最新の防除技術情報（環境にやさしい減農薬など）に基づき、茶生産者団体（京都府茶生産協議会）が関係機関と協力して「茶樹病虫害防除指導指針」を作成し、すべての生産農家に配布しています。さらに、農薬の安全使用と散布回数削減等、適切な防除対策の周知・徹底を進めています。

また、全農では、茶市場で取引される茶の生産履歴の内容を販売前に確認し、記載間違いや不備があれば農家に確認・指導を行うとともに、農薬の使用回数、使用濃度、収穫前日数について違反のないよう、安心・安全な宇治茶の生産に向けた指導が行われています。

- ⑤ 茶生産者団体（京都府茶生産協議会）に対し、健全な土づくり、肥料・農薬の適切な使用等により環境に配慮した茶栽培を推進・普及させるよう、啓発しています。

◆ 取組内容とその効果等

京都府茶生産協議会が中心となって進める「茶園の施肥適正化運動」において、府研究機関の成果等を利用した現地実証試験の結果から、品質を落とさずに施肥量を削減できることが明らかになりました。この成果を地域から府全体に浸透させ、発展させるための継続的な啓発活動に協力し、施肥適正化を実現していきます。

- ⑥ 全府内産牛肉でのトレーサビリティシステムが適正に運用されるよう、牛を飼養している畜産農家全戸（249戸）の指導を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所員が定期的な家畜伝染病検査や巡回指導の際に、飼養牛全頭の耳標（個体識別番号が印字）や異動記録を確認し、異動報告が出されていない牛がないかを点検し、必ず速やかに報告するよう指導しています。

- ⑦ 生乳の生産における安全性を確保するため、生産者団体（近畿生乳販売農業協同組合連合会等）が酪農家に対して「生乳生産管理マニュアル（酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順）」の普及を促進するとともに、「生乳生産管理チェックシート」による衛生管理の記帳の徹底を推進しています。

◆ 取組内容とその効果等

生産者団体は、酪農農家全戸を巡回し、「生乳生産管理チェックシート」への記帳内容を確認しています。記帳が十分でないなどの農家に対しては、改善されるまで指導を行いました。

⑧ トレーサビリティシステムが実施される鶏卵量

府内で生産され、府内で流通している鶏卵の推定量15,300tのうち、平成21年度までに約85%に当たる13,000t（府内消費量（約36,000t）の36%）を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|---------------|------|--------|--------|--------|--------|-----|
| システムが実施される鶏卵量 | 行計画 | 11.9千t | 12.0千t | 12.0千t | 12.0千t | 畜産課 |
| | 年度計画 | | 12.0千t | 12.0千t | 13.0千t | |
| | 実績 | 11.0千t | 12.0千t | 12.6千t | | |

◆ 取組内容とその効果等

システムを導入した鶏卵の生産量の増加等により、目標を達成することができました。システムを導入する小売店を増加させることなどにより、店頭で生産履歴が確認でき、情報が得られる鶏卵を更に増加させていきます。

また、生産農場の取組意識を向上させるため、第三者機関の審査による認証制度を導入し、品質管理等について定められた基準を満たした農場で生産された鶏卵には、認証マークを付けて販売できる取組を平成19年12月から開始しています。現在、システムを導入した7農場の卵には、認証マークが付けられています。

⑨ トレーサビリティシステムが実施される鶏肉量

府内で食鳥処理され、府内で流通している鶏肉の推定量5,700tのうち、平成21年度までに約88%に当たる5,000t（府内総消費量（約25,000t）の20%）を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|---------------|------|-------|--------|--------|--------|-----|
| システムが実施される鶏肉量 | 行計画 | モデル実施 | 3,500t | 4,600t | 4,600t | 畜産課 |
| | 年度計画 | | 3,500t | 4,600t | 5,000t | |
| | 実績 | 400t | 3,650t | 4,800t | | |

◆ 取組内容とその効果等

平成19年2月から京都府独自のトレーサビリティシステムが実施され、更に平成19年度は他のシステムと相互乗り入れが可能なシステムを開発しました。

府内にある3箇所の食鳥処理場においてシステムが導入され、処理量が増加したことにより、目標を達成することができました。今後引き続き、鶏肉加工場や鶏肉販売店に制度趣旨を説明し、システムへの参加を促すことにより、店頭で生産履歴が確認でき、情報が得られる鶏肉を更に増加させていきます。

(2) 加工食品における「きょうと信頼食品登録制度」の推進

① 登録食品業種数

食品関連事業の主要業種（30業種）について登録食品業種とする予定でしたが、平成20年度までに組合として統一的な基準を定めることができる状況にある25業種と、新たに京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会が審査機関として指定されたことに伴い、鶏卵の1業種について登録食品業種としました。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------------|-----|------|------|------|------|----------------|
| 登録食品業種数 (累計数) | 行計画 | 10業種 | 20業種 | 30業種 | 30業種 | 食の安心・ 安全推進課 |
| | 年計画 | | 20業種 | 25業種 | 26業種 | |
| | 実績 | 10業種 | 20業種 | 26業種 | | |

◆ 取組内容とその効果等

各組合の研修会などでの説明により普及するとともに、鶏卵、和菓子（生菓子、焼菓子、豆菓子）、昆布加工品、いか加工品を登録食品業種として追加しました。

手引書について、「当社に当てはめるのが難しい」、「毎日の記録が難しい」などの意見がある一方、「実態に即して作られており、分かりやすい」という意見があり、今後も事業者の意見を十分に聴いた上で、普及に努めていきます。

② 登録事業者数

食品関連団体に加入する事業者など約2,000件のうち、その50%が登録制度に参加できる水準にあることを考慮し、平成21年度までに100件を登録することを当面の目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|----------------|
| 登録事業者数 (累計数) | 行計画 | 100件 | 200件 | 300件 | 400件 | 食の安心・ 安全推進課 |
| | 年計画 | | 200件 | 100件 | 100件 | |
| | 実績 | 21件 | 44件 | 63件 | | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

平成19年2月の登録開始から2年が経過し、制度が事業者に浸透してきたものの、中小事業者においては、記録・記帳の取組に慣れておらず、当初予定していたよりも一件当たりの指導回数が増加し、申込時からの指導期間が長くなったことから、目標には達しませんでした。今後もこのような傾向が続くと考えられますが、制度を着実に進めることとします。

3 環境に配慮した食品生産の取組

(1) 農畜水産物の生産における取組

- ① 施肥（作物に肥料を与えること。）が過剰とならないよう農地の土壌分析を実施します。
また、環境にやさしい技術の効果の確認と普及のため、実証ほ（実験・実証するための栽培場所のこと。）を各地に設置します。

◆ 取組内容とその効果等

ハウス栽培では肥料の流失が少なく、前作等に施用した肥料が残存することがあり、肥料を基準どおり施用すると過剰になることがあります。これを改善するために、作付けの準備段階において土壌の現状を把握し、適切な施肥に努めています。

また、現在、農薬等の使用を低減しつつ病害虫の発生を減らす新しい技術の効果を確認するため、実証ほを設置し、技術の実用性を検討しています。

② 「京都こだわり農法」による栽培面積

「京都こだわり農法」を取り入れた農産物の栽培面積を平成19年度には増加させ、その栽培面積300ha（府内産農産物（野菜）の栽培面積（約5,126ha）の5.8%）を維持することを目指しています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 「京都こだわり農法」による栽培面積 | 行動値 | 280ha | 300ha | 300ha | 300ha | 農産課 |
| | 年度計画 | / | | 300ha | 300ha | |
| | 実績 | 284ha | 294ha | 291ha | | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

作付面積は、品目ごとに増減がありますが、聖護院大根ややまのいもの作付が大幅に減少したことにより、昨年度と比べて3ha減少しました。

今後、「京都こだわり農法」による消費者への安心・安全な農産物の供給を推進するため、みず菜、伏見とうがらし、紫ずきんなど重点推進品目を中心とする面積の拡大、水稻から京のブランド産品への作付の転換や、新規就農者の「京都こだわり農法」導入への誘導により面積を増加させます。

③ エコファーマーの認定戸数

農家が自主的な取組によって申請する制度であるため、制度の必要性について普及・啓発を行い、認定農家を増加させることを目指しています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------|------|------|------|------|------|-----|
| エコファーマーの認定戸数（累計数） | 行動値 | 350戸 | 360戸 | 370戸 | 380戸 | 農産課 |
| | 年度計画 | / | | 360戸 | 600戸 | |
| | 実績 | 327戸 | 560戸 | 703戸 | | |

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度から「農と環境を守る地域協働活動支援事業（営農活動支援）」により、環境負荷の低減に取り組むエコファーマーに支援を行っています。

認定戸数が増え、「環境にやさしい農業」で栽培される農地の面積が拡大しています。

- ④ 環境規範に基づく飼養管理に係る取組モデル畜産農家数
 モデル農家は、344戸の畜産農家（牛249戸、豚16戸、鶏（千羽以上飼養）79戸）のうち、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽のいずれか以上を飼養している農家（約220戸）を対象に、当面100戸に導入することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|-----|
| 取組モデル畜産農家数（累計数） | 行働酒 | 10戸 | 15戸 | 20戸 | 25戸 | 畜産課 |
| | 年働酒 | | 15戸 | 20戸 | 100戸 | |
| | 実績 | 8戸 | 12戸 | 86戸 | | |

◆ 取組内容とその効果等

全農家に啓発資料を配布し、環境規範に取り組む農家を対象とした国の補助事業の活用を積極的に促進したことにより、目標を達成することができました。
 今後引き続き、広域振興局や家畜保健衛生所における普及・啓発により、導入農家を増やすこととしています。

⑤ 水産養殖事業者の巡回指導件数

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を徹底します。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------------|-----|------|------|------|------|-----|
| 水産養殖事業者の巡回指導件数 | 行働酒 | 20件 | 20件 | 20件 | 20件 | 水産課 |
| | 年働酒 | | 20件 | 20件 | 23件 | |
| | 実績 | 23件 | 23件 | 20件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

府内の養殖業者（アユ、アマゴ、ニジマスなど）を訪問し、養殖密度を確認しました。適正な管理が行われており、問題となるものはありませんでした。

(2) 食品製造における取組

リサイクルの推進を行っている食品関連事業所を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

◆ 取組内容とその効果等

府内において、12の食品関連事業所（平成21年3月末現在）を「エコ京都21」に基づく事業所として認定・登録しており、そのうち半数を占める商店街やスーパーにおいては、買い物袋持参運動、商品の包装簡素化、リサイクルの推進（牛乳パック、食品トレイ等の回収）、環境保全商品の販売推奨などの取組が積極的に行われており、更に廃棄物の分別回収の徹底などの取組が行われています。

第2章 安心・安全の担保

行政の役割として、生産から消費までの一貫した監視・指導・検査を行い、その結果を公表します。

1 食品衛生に関する監視・指導の充実・強化

(1) 農畜産物の生産段階における監視・指導

- ① 農薬取締法に基づく立入検査件数
指導の対象となる農薬の販売業者等について、3年に1回、立入検査することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------|------|------|------------|
| 農薬取締法に基づく立入検査件数 | 行跡簿 | 250件 | 250件 | 250件 | 250件 | 食の安心・安全推進課 |
| | 帳簿 | | 250件 | 250件 | 250件 | |
| | 実績 | 246件 | 229件 | 263件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

府内全域において立入検査し、農薬の販売業者等に関する変更・廃止などの届出や帳簿の不備等が見受けられ、農薬の販売・保管管理が適正に行われるよう指導しました。今後も、国と連携して立入検査を実施し、適正に販売されるよう、継続した監視に努めていきます。

- ② 肥料取締法に基づく立入検査件数
新規の登録者等及び更新の登録者に対し、登録・届出がされるごとに立入検査することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------|-----------|-----------|------------|
| 肥料取締法に基づく立入検査件数 | 行跡簿 | 10件 | 10件 | 10件 | 10件 | 食の安心・安全推進課 |
| | 帳簿 | | 10件 | 登録・届出施設全件 | 登録・届出施設全件 | |
| | 実績 | 1件 | 3件 | 3件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

検査件数については、登録・届出がされた施設すべてを検査しており、平成20年度は、3件の立入検査を実施し、成分分析結果と表示で差異があった畜ふん堆肥について必要な指導を行った。

③ 土壤機能モニタリング調査点数

全国で行われる調査（土壤機能モニタリング調査）であり、府内でのあらかじめ定められた調査箇所を地域別に5年に1回調査することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------|------|------|------|------------|------------|-----|
| モニタリング調査点数 | 行計画 | 13点 | 6点 | 未定 | 未定 | 農産課 |
| | 年度計画 | / | 6点 | 調査結果の取りまとめ | — | |
| | 実績 | | 13点 | 6点 | 調査結果の取りまとめ | |

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度までは全国調査の一環としての取組であり、年度ごとに決められた調査点数を計画どおり実施してきました。平成20年度については調査を行わず、平成16年度から平成19年度までの調査結果の取りまとめを行いました。

その結果を検証すれば、農地土壌中のカドミウム等の含有量は特に問題となる定点は存在せず、平成21年度以降において国において一律定点調査が行われないことから、府としても本調査は終了することとします。

④ 予防検査実施の頭羽数

家畜伝染病予防法の対象となる伝染病についての検査対象家畜数を目標にしています。

なお、伝染病ごとに、どのような家畜を検査するのかについては、法律等で要件が定められています。

頭羽数の内訳；牛7,600頭（検査延べ頭数）、馬400頭（全頭）、豚2,100頭（抽出検査数）、鶏9,000羽（抽出検査数）、蜂900群（全群）

検査する病気；牛：結核病等、馬：伝染性貧血、豚：豚コレラ等、鶏：ニューカッスル病等、蜂：腐蛆病等

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------|------|--------|-----------|-----------|--------|-----|
| 予防検査実施の頭羽数（延べ検査数） | 行計画 | 23千頭・羽 | 23千頭・羽 | 23千頭・羽 | 23千頭・羽 | 畜産課 |
| | 年度計画 | / | 23千頭・羽 | 23千頭・羽 | 23千頭・羽 | |
| | 実績 | | 22,820頭・羽 | 23,189頭・羽 | 20千頭・羽 | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し各伝染病に対する定期検査を行いました。2年ごとに行っていた牛の結核病及びブルセラ病の検査を3年ごとに変更したこと、廃業農家があったため、検査頭羽数は減少しています。

検査の結果、蜜蜂において腐蛆病が7群認められ、殺処分を行いました。

(2) 食品等の流通段階における監視・指導

① 食品の収去検体数
検査機器の能力を最大限に活用した場合の検体数を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 | |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 食品の収去検体数 ○対象食品等の区分 | 行動計画 | 1,450件 | 1,450件 | 1,450件 | 1,450件 | 生活衛生課 | |
| | | 農産物 | 260 | 260 | 260 | | 260 |
| | | 畜産物 | 126 | 126 | 126 | | 126 |
| | | 水産物 | 44 | 44 | 44 | | 44 |
| | | 加工食品 | 923 | 923 | 923 | | 923 |
| | その他 | 97 | 97 | 97 | 97 | | |
| | 年度計画 | 1,450件 | 1,450件 | 1,775件 | | | |
| | | 280 | 280 | 280 | | | |
| | | 130 | 130 | 130 | | | |
| | | 40 | 40 | 37 | | | |
| 950 | | 950 | 1,278 | | | | |
| 実績 | 1,801件 | 1,853件 | 1,774件 | | | | |
| | 269 | 311 | 266 | | | | |
| | 137 | 146 | 139 | | | | |
| | 44 | 42 | 38 | | | | |
| | 1,299 | 1,309 | 1,282 | | | | |
| ○国産、輸入別の区分 | 行動計画 | 1,340 | 1,340 | 1,340 | 1,340 | | |
| | | 110 | 110 | 110 | 110 | | |
| | 年度計画 | 1,340 | 1,340 | 1,545 | | | |
| | | 110 | 110 | 230 | | | |
| | 実績 | 1,681 | 1,340 | 1,639 | | | |
| | | 120 | 110 | 135 | | | |

◆ 取組内容とその効果等

保健環境研究所や拠点保健所（山城北保健所、南丹保健所、中丹西保健所）において、府内産農畜水産物の残留農薬や動物用医薬品、食品添加物、遺伝子組換え食品を中心に、検査等を実施したところ、食品衛生法上問題となる検体はありませんでした。
なお、平成19年度において、兵庫県及び千葉県において中国産冷凍ギョウザが原因とされる健康被害事例があったことから、平成20年度においては、輸入加工食品の残留農薬検査を新たに実施しています。

② 食中毒等の事件発生時には、緊急検査を実施し、原因究明に努めます。

◆ 取組内容とその効果等

食中毒等の事件発生時には、拠点保健所や保健環境研究所で微生物検査や理化学検査などの緊急検査による原因究明を実施し、科学的根拠に基づいて迅速に対応しています。
平成20年度においては、ノロウイルス、ウエルシュ菌などが原因で4件食中毒が発生し、緊急検査を行うとともに、必要な指導を行いました。

③ 食品衛生監視機動班による監視等対象事業所数

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、約40事業所（南部20件、中部10件、北部10件）を目標として監視・指導を行います。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|--------|-----|------|------|------|------|-------|
| 対象事業所数 | 行計画 | 30件 | 40件 | 40件 | 40件 | 生活衛生課 |
| | 年計画 | | 40件 | 40件 | 44件 | |
| | 実績 | 38件 | 44件 | 42件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

HACCP施設や大規模食品製造施設等の42事業所に食品衛生監視機動班（5名～10名）を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査などを集中的に実施し、きめ細かに指導することによって、事故や違反食品の発生などの未然防止を図っています。平成20年度の立ち入り事業所においては、特に問題となる事項はなかった。

④ 毎年7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」とし、食品関連事業者に対する集中的な監視・指導を行います。

また、食品、添加物等について、毎年、食品の流通量が多くなる年末において、一斉調査を実施します。

◆ 取組内容とその効果等

食中毒事故等の発生が多い時期（7月～9月）や年末に、食品衛生指導員や食品衛生推進員と連携した食品表示や施設の衛生状態の点検、集中的な監視・指導を行うことによって、未然に食中毒等を防止するとともに、食品関連事業者に対する衛生意識の啓発にもつなげています。

⑤ 無承認・無認可の医薬品等監視件数

いわゆる「健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）の内容を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視件数を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------|-----|------|------|------|------|-----|
| 監視件数 | 行計画 | 400件 | 400件 | 400件 | 400件 | 薬務課 |
| | 年計画 | | 400件 | 400件 | 420件 | |
| | 実績 | 400件 | 404件 | 405件 | | |

◆ 取組内容とその効果等

いわゆる「健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）の内容を監視し、効能や効果を標榜するなど薬事法違反が疑われる不適切な広告等については、広告内容の削除・修正等の改善指導、報告書等の提出指導を実施しました。

業者指導を実施することにより、いわゆる「健康食品」による健康被害の未然防止や、府民が不法な広告に惑わされないことにつながっています。

2 BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保

- ① 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（79戸）への巡回指導回数
上記養鶏農家全戸に対し、年4回巡回指導することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------------------------|-----|------|------|------|--------------------|-----|
| 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（79戸）への巡回指導回数 | 行調酒 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | 畜産課 |
| | 韓調酒 | | 年4回 | 年4回 | 年4回 ※必要に応じて追加実施 | |
| | 実績 | 年4回 | 年4回 | 年6回 | | |

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生小動物の侵入防止の点検を実施しました。防鳥ネットの破損などが認められた10戸の農家については、その場で指導し、改善しました。また、国内や韓国、東南アジアなどの近隣諸国での発生時にも予防対策の徹底のため、緊急の巡回指導や鶏舎周辺等の消石灰散布による緊急消毒を実施しました。

・平成20年4月、東北及び北海道でのオオハクチョウからの本病ウイルスが分離されたことにより、百羽以上飼養する農家全戸（百羽以上飼養24戸、千羽以上飼養79戸）の巡回指導と消石灰散布による緊急消毒を実施しました。

・平成21年2月、韓国、東南アジアなどの近隣諸国において本病が発生したことから、百羽以上飼養する農家全戸（百羽以上飼養24戸、千羽以上飼養79戸）の巡回指導を実施しました。

また、同月、愛知県のうずら農家において本病が発生したため、百羽以上飼養する農家全戸の消石灰散布による緊急消毒を実施しました。また、府内でうずらを飼養している4戸（愛玩用）の巡回とウイルス検査を実施し、すべてで陰性を確認しました。

- ② 養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（1,108戸）への巡回指導回数
上記養鶏農家・家きん飼養者全戸に対し、年1回巡回指導することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|--|-----|------|------|------|------|-----|
| 養鶏農家（千羽未満飼養）及び愛玩鶏の飼養者の全戸（1,108戸）への巡回指導回数 | 行調酒 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | 畜産課 |
| | 韓調酒 | | 年1回 | 年1回 | 年1回 | |
| | 実績 | 年1回 | 年1回 | 年1回 | | |

◆ 取組内容とその効果等

家畜保健衛生所が市町村等と協力し、渡り鳥が飛来する前に、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行いました。

また、東北及び北海道でのオオハクチョウからの本病ウイルスの分離が確認された平成20年4月、さらに、平成21年2月に韓国、東南アジアなどの近隣諸国における本病の発生及び愛知県での本病発生時にもその都度ちらし等を配布して注意喚起を行いました。

その結果、疾病予防の意識が向上し、野鳥の侵入防止や消毒が徹底されました。

③ 養鶏農家モニタリング検査実施戸数

各家畜保健衛生所（山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 | |
|------------------|-----|------|------|------|------|-----|-------|
| 養鶏農家モニタリング検査実施戸数 | 行計画 | 毎月4戸 | 毎月4戸 | 毎月4戸 | 毎月4戸 | 畜産課 | |
| | 年計画 | / | | 毎月4戸 | 毎月4戸 | | 毎月12戸 |
| | 実績 | 毎月5戸 | 毎月4戸 | 毎月4戸 | | | |

◆ 取組内容とその効果等

鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内4農家を特定し、毎月飼養鶏10羽から血液と気管粘液等を採取し、ウイルス検査を行った結果、すべて陰性でした。
なお、平成21年2月からは、検査対象となる農家を12戸に拡大して実施しています。

④ 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（79戸）への鶏の抗体検査実施回数

上記畜産農家全戸に対し、年4回抗体検査することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 | |
|----------------------------------|-----|------|------|------|------|-----|-----|
| 養鶏農家（千羽以上飼養）の全戸（79戸）への鶏の抗体検査実施回数 | 行計画 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | 畜産課 | |
| | 年計画 | / | | 年4回 | 年4回 | | 年4回 |
| | 実績 | 年4回 | 年4回 | 年4回 | | | |

◆ 取組内容とその効果等

鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、年4回の巡回指導に併せて、千羽以上の養鶏農家全戸を対象に1農家当たり10羽の血液を採取し、抗体検査を行った結果、すべて陰性でした。

⑤ 府内2箇所のと畜場におけるBSE全頭検査を堅持するなど、牛肉に対する安心・安全確保を徹底します。

◆ 取組内容とその効果等

平成20年度において、府内2箇所（福知山、亀岡）のと畜場における全頭検査を実施したところ、異常な牛は認められませんでした。
平成21年度においても、府内産牛肉の安全性を確保するため、全頭検査を実施します。

3 適正な食品表示の確保

① 研修会の開催回数

適正な食品表示を周知するため、各広域振興局において、年10回開催することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------|-----|------|------|------|------|---|
| 研修会の開催回数 | 行計画 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 生活衛生課 消費生活安全 センター 食の安心・ 安全推進課 |
| | 年計画 | | 4回 | 9回 | 10回 | |
| | 実績 | 4回 | 7回 | 10回 | | |

◆ 取組内容とその効果等

府内各地域で食品表示やコンプライアンスに関する研修会を10回開催したところ、450名（うち食品関連事業者340名）の参加がありました。

また、食品表示違反「0」推進事業を実施し、各業種別組合内で指導者的な立場として活躍する17名の食品表示指導者を育成しました。

平成21年度においても、食品表示の適正化を図るため、研修会を開催し食品表示指導者を育成するとともに、育成した指導者のフォローアップ研修を開催する予定です。

② 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数

食品販売者の意識及び府民の関心等を考慮して指導・啓発する内容を定め、実施することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------|-----|------|------|------|------|---|
| 原産地表示等に係る指導・啓発店舗数 | 行計画 | 140店 | 150店 | 150店 | 150店 | 生活衛生課 消費生活安全 センター 食の安心・ 安全推進課 |
| | 年計画 | | 200店 | 200店 | 300店 | |
| | 実績 | 255店 | 201店 | 225店 | | |

◆ 取組内容とその効果等

表示が十分でない食品関連事業者については、表示制度を説明の上、適正表示を指導しました。特に、平成20年4月、府内茶販売業者に対しJAS法違反として指示・公表を行ったことから、同月に約500の府内茶関係業者に対し、適正な食品表示についての説明会や啓発文書の送付を行いました。

平成21年度以降は、関係部局が連携して合同巡回調査を行う食品表示パトロール（※）を実施し、指導・啓発等を行うこととしています。

（※）食品表示パトロール

産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、関係職員（農林水産・健康福祉・府民生活）が合同巡回調査を実施するとともに、DNA検査等を導入し、違反事実に効率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保します。

③ アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数

食品製造施設約2,400施設のうち、菓子（パンを含みます。）製造業、惣菜製造業等の施設を中心に、対象施設の約1割を抽出して監視することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| アレルギー性物質を含む食品・添加物等に係る監視施設数 | 行計画 | 200施設 | 200施設 | 200施設 | 200施設 | 生活衛生課 |
| | 年計画 | | 200施設 | 200施設 | 250施設 | |
| | 実績 | 220施設 | 242施設 | 229施設 | | |

◆ 取組内容とその効果等

例年、アレルギー性物質については、症状が重篤化する場合があるにもかかわらず、表示の欠落により回収される事例が全国的に発生していることから、立入検査の際には適正な表示や原材料等の適正な取扱いを指導することとしていますが、監視を行った施設では不適切な事例等は認められませんでした。

- ④ 保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店舗数
 ちらし等の広告を監視し、無承認・無許可の医薬品等に該当するものを確認した場合はすべて指導している状況であり、平年ベースでの監視店舗数を目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------------|-----|------|------|------|------|--------------|
| 保健機能食品、いわゆる「健康食品」に係る監視店 | 行計画 | 150店 | 150店 | 150店 | 150店 | 健康対策課 薬務課 |
| | 年計画 | | 150店 | 150店 | 200店 | |
| | 実績 | 239店 | 210店 | 204店 | | |

◆ 取組内容とその効果等

ちらし、ホームページ、府民からの情報に基づき監視を行っており、過去の監視実施店舗実績に基づき数値を設定しています。平成20年度においては、違法ドラッグ・健康食品等の指導を重点的に行い、その結果、計画を上回る実績数値となっています。

- ⑤ 食品表示110番を設置して相談に対応することにより、食に対する安心感を向上させます。

◆ 取組内容とその効果等

加工食品の原料・原産地表示等に関する食品関連事業者からの相談や、食品表示の疑問に関する消費者からの相談に応じることにより、適正表示の実施・理解を促進しています。また、不適正表示の情報提供に対しては、調査・確認の上、必要な場合は是正指導等を行っています。

なお、平成20年度（平成21年3月末まで）の受付実績は、府は255件（19年度：280件）、国は26,222件（19年度：24,727件）です。

- ⑥ ぐらしの安心推進員の登録者数
 府民のボランティアとしての参画の推進目標。
 「ぐらしの安心推進員養成研修」の修了者の登録に加えて、福祉関係者等を対象とした「消費生活サポーターズ研修」の修了者にも呼びかけた上で登録していただき、登録者数を平成21年度は250名（単年度任期）にすることを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|----------------|-----|------|------|------|------|------------|
| ぐらしの安心推進員の登録者数 | 行計画 | 200名 | 200名 | 200名 | 200名 | 消費生活安全センター |
| | 年計画 | | 200名 | 200名 | 250名 | |
| | 実績 | 155名 | 197名 | 215名 | | |

◆ 取組内容とその効果等

食品表示等についての基礎的な知識を習得し、よりの確な活動をしていただくため、「ぐらしの安心推進員養成研修」の受講を平成18年度から必須としています。

応募者を幅広く募集し、平成20年6月に府内3会場で研修会を開催し、200名を超える登録者数となりました。

消費者団体、福祉関係団体等と協力し、広報に努めるとともに、今後とも継続して研修会を開催し、計画数値の達成を目指していきます。

- ⑦ 「食の安心・安全推進月間」を設定し、食品表示に関する啓発を行います。

◆ 取組内容とその効果等

平成19年度から毎年1月を「食の安心・安全推進月間」と定め、月間内に食品関連事業者に対する食品表示に関する啓発のため、セミナーを実施しました。

第3章 信頼づくり

1 食の安心・安全に関する情報提供

- ① 府ホームページ（「京の食“安心かわら版”（生活衛生課のホームページ）」、「きょうと食の安心・安全情報（食の安心・安全推進課のホームページ）」）において、食の安心・安全に関する情報提供を迅速に行います。

◆ 取組内容とその効果等

府ホームページでは、府の食の安心・安全確保の取組、トピックス、最新情報（危害情報を含む。）などを迅速に情報提供しています。

今後とも、情報の共有化と府民の健康への悪影響の未然防止を図るため、積極的に情報提供していきます。

- ② 府が行った食品に関する監視指導の結果（「食品衛生監視指導計画」に基づく食品の収去検査の結果、農薬販売者・使用者及び登録肥料生産業者に対する立入検査の結果、JAS法等に基づく食品表示制度に関しての立入検査の結果等）を公表します。

◆ 取組内容とその効果等

平成20年度において、府が行った食品の収去検査、立入検査等の結果については、府ホームページ等で公表しました。

今後とも監視指導の結果を速やかに公表することにより、食への安心感を高めていきます。

- ③ メール会員登録者数
食に関心のある消費者を会員登録することとし、毎年度、登録者数を増加させることを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|--------------------|-----|------|--------|--------|--------|------------|
| メール会員登録者数 (累計数) | 行目標 | 300名 | 600名 | 800名 | 1,000名 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年目標 | | 1,000名 | 1,000名 | 1,000名 | |
| | 実績 | 150名 | 306名 | 371名 | | |

◆ 取組内容とその効果等（計画を達成できなかった理由）

目標を増加させて広報に取り組みましたが、65名の増加にとどまりました。

今後、メール情報の内容等について、消費者団体の意見を聴いた上で、よりよいものにしていきます。また、各種イベントでの広報を引き続き行い、登録者数を増加させていきます。

- ④ 府ホームページ（「食の安心・安全推進課のホームページ」）に、子ども向けコーナーを設けるなど、分かりやすい情報の提供に努めます。

◆ 取組内容とその効果等

現在、子ども向けコーナーの設置を準備しています。

平成21年度当初には、コーナーを新設するとともに、より分かりやすくなるように改善にも努めていきます。

2 顔の見える関係づくりの推進

- ① 「食に関する座談会」の開催回数
できるだけ多くの府民に参加してもらえよう府内4箇所で開催することを目標にしています。
- ② 座談会のテーマを理解できた人の割合
平成21年度は座談会のテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を9割とすることを目標にしていきます。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|-------------------|------|------|------|------|------|------------|
| 「食に関する座談会」の開催回数 | 行働計画 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計画 | | 8回 | 8回 | 11回 | |
| | 実績 | 11回 | 8回 | 11回 | | |
| 座談会のテーマを理解できた人の割合 | 行働計画 | — | 7割 | 7割 | 7割 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計画 | | 7割 | 7割 | 9割 | |
| | 実績 | — | 9割 | 9割 | | |

◆ 取組内容とその効果等

各広域振興局管内で実施し、それぞれ30名程度の参加者がありました。
消費者と食品関連事業者とが交流し、相互の意思疎通が図られており、アンケートの結果、概ね座談会のテーマは理解されていると考えられます。
「生産者の努力が分かってよかった」、「とても勉強になり、楽しかった」などの意見も寄せられました。

- ③ 消費者の産地見学会等を実施することによって、生産者と消費者との交流を促進し、お互いの理解を深めます。

◆ 取組内容とその効果等

食に関する座談会や消費者団体等との意見交換会と併せて、消費者の産地見学会等が4回開催され、それぞれ生産者と消費者とが交流し、自由に意見交換が行われたことにより、お互いの理解が深まったと大半の人がアンケートに回答されました。

- ④ 府内の消費者団体、生産者団体等と連携して「食の安心・安全フォーラム」を開催し、食の安心・安全に関する取組を府民みんなで進めるという意識を醸成します。

◆ 取組内容とその効果等

「京都府食の安心・安全推進月間」(毎年1月)の取組として、生産者団体・消費者団体・京都府の共催で、平成21年1月、きょうと食の安心・安全フォーラムが開催されました。

第1部では「食の安心・安全セミナー」、第2部では食品の試食をしながら交流会が行われ、なごやかな雰囲気の中、楽しく学び、「食品の製造過程などについてもっと知りたい」などの活発な意見交換が生産者・消費者双方で行われました。

平成21年度においても、今回の取組を活かしながら、フォーラムを実施する予定です。

- ⑤ 消費者が見学できる農業施設、食品製造施設等を、府ホームページ等で情報提供します。

◆ 取組内容とその効果等

平成21年3月、食育推進活動と連携し、農林漁業・食品製造の状況を消費者が学習できる「食と農に関する施設」をホームページで公開しています。

3 食の安心・安全に関する知識の啓発・学習

- ① 「食の安心・安全セミナー」の開催回数
できるだけ多くの府民に参加してもらえるように府内5箇所で開催することを目標にしています。
- ② セミナーのテーマを理解できた人の割合
平成19年度からセミナーのテーマについて、ほぼ理解できた人の割合を7割とすることを目標にしていきます。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|--------------------|------|------|------|------|------|------------|
| 「食の安心・安全セミナー」の開催回数 | 行計画 | 5回 | 4回 | 4回 | 4回 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計画 | | 4回 | 4回 | 5回 | |
| | 実績 | 5回 | 4回 | 5回 | | |
| セミナーのテーマを理解できた人の割合 | 行計画 | — | 7割 | 7割 | 7割 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計画 | | 7割 | 7割 | 9割 | |
| | 実績 | — | 9割 | 9割 | | |

◆ 取組内容とその効果等

各広域振興局管内においては計4回実施し、それぞれ40名から100名程度の参加がありました。また、平成21年1月、京都市内で「事故米穀セミナー～事故米穀事案はなぜ発生し、どう対応していくのか～」を実施し、約40名の参加がありました。

参加者への正確な知識の普及だけでなく、それぞれ活発な意見交換も行われており、アンケートの結果、概ねセミナーのテーマは理解されていると考えられます。

「食に関する意識が高まった」、「楽しく勉強させてもらいました」などの感想が寄せられました。

③ 講師の派遣回数

要望に対しては、すべて対応することとしているので、実績をほぼそのまま目標として設定しています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 講師の派遣回数 | 行計画 | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 | 関係各課 |
| | 年度計画 | | 20回 | 20回 | 70回 | |
| | 実績 | 39回 | 67回 | 66回 | | |

◆ 取組内容とその効果等

66回のうち、51回は保健所、保健環境研究所等からの派遣で、テーマは「食中毒の予防」、「食品衛生管理」等についてでした。

その他には、「畜産物のトレーサビリティ（畜産課）」や「安心・安全な花・野菜の栽培（農業改良普及センター）」、「食の安心・安全の取組（食の安心・安全推進課）」などのテーマについて、講師を派遣しています。

④ 広告ちらしによる情報提供協力店舗数

府内にある食品販売業者の店舗数（約1万店舗）のうち、最終的にはその1割程度（中、大型店）の1,000店舗と連携することを目標にしています。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|------------------------|------|------|------|------|------|------------|
| 広告ちらしによる情報提供協力店舗数（累計数） | 行計画 | 50店 | 150店 | 250店 | 350店 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計画 | | 150店 | 100店 | 110店 | |
| | 実績 | 50店 | 74店 | 106店 | | |

◆ 取組内容とその効果等

平成20年度においては、32店舗増加し、100件を超えました。

協力店には、食品表示の見方、食中毒予防のため気を付けることなど、食の安心・安全に関する身近な情報について、広告ちらしや店頭での掲示などによる情報提供をしていただいております。

平成21年度からは、再度、文書通知等により各店舗ごとに制度内容を伝え、普及することとし、着実に協力店を増加させていきます。

4 府民参画の推進

- ① 消費者団体等との意見交換会の開催回数
四半期に一度開催することを目標にしています。
- ② 意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなどに活用した団体の割合
平成21年度は意見交換会に参加した団体等のうち、その10割が意見交換会での内容を団体等で情報伝達するなどに活用することを目標にしていきます。

| 取組目標 | | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 備考 |
|---------------------------------|------|------|------|------|------|------------|
| 消費者団体等との意見交換会の開催回数 | 行働価 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計価 | | 4回 | 4回 | 4回 | |
| | 実績 | 14回 | 4回 | 4回 | | |
| 意見交換会の内容を団体等で情報伝達するなどに活用した団体の割合 | 行働価 | — | 7割 | 7割 | 7割 | 食の安心・安全推進課 |
| | 年度計価 | | 7割 | 7割 | 10割 | |
| | 実績 | — | 10割 | 10割 | | |

◆ 取組内容とその効果等

それぞれ20名程度の参加者があり、活発な意見交換が行われ、府の施策の推進に反映しています。

参加したすべての団体等において、意見交換会での内容を講座等で普及させたり、広報誌に記事を掲載するなどして、活用していただいております。

- ③ 府施策の毎年の実施状況について、府ホームページや意見交換会等で情報提供し、いただいた意見を翌年度の年度別計画に反映させます。

◆ 取組内容とその効果等

府施策の平成20年度の実施状況については、この計画で取りまとめ、府ホームページや意見交換会等で情報提供します。

これに対する御意見は、平成22年度の年度別計画に反映させます。